

就学奨励費の支給対象

1. 物を購入したとき

学用品などの購入費は、実際に支払った金額を領収書等で確認し、実費を支給します。

ただし、対象となるもの・ならないものが細かく定められています。

対象	<ul style="list-style-type: none">・体育用の運動着・靴・水泳用品・授業で指定された問題集、教材・文房具・調理実習の食材費・給食用品・通学用のカバン、靴・雨具・高等部のパソコンやタブレット等 …など
対象外	<ul style="list-style-type: none">・上記以外の衣類・水泳用の浮き輪・ビーチサンダル等・任意の学習用ドリル・防寒用のマフラー・コート等・白杖・眼鏡など日常的に使用するもの・検診の再検査料・マスク等衛生用品・定期入れ・財布 …など

本校では学年会計から支出した学用品等についても支給します。

※ポイント購入分、振込手数料は支給対象外です。

※クレジットカードで購入された場合は、①領収書 ②利用明細書 ③引き落としが確認できる通帳の写し の3点すべてを提出していただく必要があります。

2. 交通費

- 原則として「最も経済的かつ合理的な経路」が対象です。
- 自家用車：障害状況により校長が必要と認めた場合のみ。

※自宅が駅から遠い等の理由は不可。

- 付添人の交通費も支給。ただし、通勤途中の場合を除く。
- 保護者以外(親戚等)の送迎は原則対象外。ただし、保護者が実際に費用負担(定期券購入等)している場合は対象。
- 寄宿舎生：帰省費から支給するため、個人都合の通学費は支給しません。
- 放課後デイ：利用日は往路のみ支給。本校では毎月提出いただいている放課後支援事業所利用表により確認します。
- その他：職場実習・学校行事の交通費も対象

3. 食費

対象	<ul style="list-style-type: none">• 給食費。欠食届により支給回数を決定します。 <p>※奨励費の支給上限により、給食単価が支給単価を上回ることがあります。</p>
対象外	<ul style="list-style-type: none">• お弁当• 日帰り行事での昼食代• 飲み物代

4. 修学旅行・校外学習など宿泊を伴う活動の費用

対象	<ul style="list-style-type: none">・交通費・入館料・見学科・ガイド料金・宿泊料・食費(実施計画に定められたもの)
対象外	<ul style="list-style-type: none">・体験料・お土産代・自由行動中の食事代

5. 寄宿舍の経費

寝具購入費、日用品等購入費、帰省費、舎食費が対象です。

ここに記載がなくとも、校長が認めた場合に支給対象となることがあります。判断に迷う場合は、申請をいただければ事務室にて審査をいたします。